

# 福岡県公報

令和七年十二月十二日  
第六百五十四号

の全部を改正する

海区漁業調整委員会に対して行うこととされ、又は海区漁業調整委員会が行うこととしている手続等及び規程の規定（条例に基づくものを除く。）に基づいて海区漁業調整委員会に対して行うこととされ、又は海区漁業調整委員会等が行うこととしている申請、通知その他の行為を、情報通信技術を利用する方法により行う場合については、知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十六年福岡県規則第二十五号）の規定の例による。

# 海区漁業調整委員会 規程

○海区漁業調整委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に

○福岡県内水面漁場管理委員会に係る情報通信技術を活用した行政の  
推進等に関する規程

（漁業管理課）

内水面漁場管理委員会

（漁業管理課）

関する規程

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会告示第一号

# 福岡県豊前海区漁業調整委員会告示第一号

海区漁業調整委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規程を次のように定める。

現前海區漁業調整委員會

閩岡興有明治國漁業調整委員會

会長富重信一  
江口亮司  
猛

漁業調整委員会に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する

海区漁業調整委員会に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

平成十六年三月筑前海区漁業調整委員会告示第一号、平成十六年三月福岡県有明海区漁業調整委員会告示第一号、平成十六年三月福岡県農前海区漁業調整委員会告示第一号）

# 內水面漁場管理委員會

福岡県内水面漁場管理委員会告示第三号

程を次のように定める。

福岡県内水面漁場管理委員会 会長 佐々木 和之

# に関する規程

福岡県内水面漁業

福岡県内水面漁場管理委員会に係る行政手続等における情事伝信の技術の利用に関する規程（平成十六年三月福岡県内水面漁場管理委員会告示第一号）の全部を改正する。

員会が行うこととしている手続等及び規程（条例に基づくものを除く。）の規定に基づいて福岡県内水面漁場管理委員会に対して行うこととされ、又は福岡県内水面漁場管理委員会が行うこととしている申請、通知その他の行為を、情報通信技術を利用する方法により行う場合については、知事等に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則（平成十六年福岡県規則第二十五号）の規定の例による。

この告示は、公布の日から施行する。

附  
則

定期発行日 毎週火金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号  
〔作成〕 〒812-0011 福岡市中央区高砂一丁目6-19

福岡県 総務部行政経営企画課  
株式会社西日本高速印刷

(電話 092-643-3028)  
(電話 092-531-1766)